
平成23年 第4回(定例)南部町議会会議録(第4日)

平成23年6月17日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成23年6月17日 午前11時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第42号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第43号 平成23年度南部町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第44号 平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第45号 平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第46号 平成23年度南部町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第8 陳情第2号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出を求める陳情書
- 日程第9 陳情第3号 2011年度年金引き下げの撤回を求める陳情書
- 日程第10 陳情第4号 安心・安全な公共事業を推進するため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所及びダム管理所等の拡充・存続を求める意見書の採択について(お願い)
- 日程第11 発議案第8号 南部町長期欠席議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について
- 日程第12 発議案第9号 拡大生産者責任(EPR)とデポジット制度の法制化を求める意見書
- 日程第13 発議案第10号 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ)の拡大及び原子力発電所の早急な安全対策見直しと強化を求める意見書
- 日程第14 議長発議第11号 農業委員の推薦の件について
- 日程第15 議長発議第12号 閉会中の継続審査の申し出について<議会運営委員会>
- 日程第16 議長発議第13号 閉会中の継続審査の申し出について<広報調査特別委員会>
- 日程第17 議長発議第14号 閉会中の継続審査の申し出について<選挙事務問題調査特別委員会>
- 日程第18 議長発議第15号 閉会中の継続審査の申し出について<議会改革調査特別委員会>
- 日程第19 議長発議第16号 閉会中の継続審査の申し出について<人権・同和対策特別委員会>

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第42号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第43号 平成23年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第44号 平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第45号 平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第46号 平成23年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 陳情第2号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出を求める陳情書
- 日程第9 陳情第3号 2011年度年金引き下げの撤回を求める陳情書
- 日程第10 陳情第4号 安心・安全な公共事業を推進するため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所及びダム管理所等の拡充・存続を求める意見書の採択について（お願い）
- 日程第11 発議案第8号 南部町長期欠席議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について
- 日程第12 発議案第9号 拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書
- 日程第13 発議案第10号 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）の拡大及び原子力発電所の早急な安全対策見直しと強化を求める意見書
- 日程第14 議長発議第11号 農業委員の推薦の件について
- 日程第15 議長発議第12号 閉会中の継続審査の申し出について<議会運営委員会>
- 日程第16 議長発議第13号 閉会中の継続審査の申し出について<広報調査特別委員会>
- 日程第17 議長発議第14号 閉会中の継続審査の申し出について<選挙事務問題調査特別委員会>
- 日程第18 議長発議第15号 閉会中の継続審査の申し出について<議会改革調査特別委員会>
- 日程第19 議長発議第16号 閉会中の継続審査の申し出について<人権・同和対策特別委員会>

出席議員（13名）

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雑賀 敏之君	4番 植田 均君
6番 杉谷 早苗君	7番 赤井 廣昇君
8番 青砥 日出夫君	9番 細田 元教君

10番 石上良夫君

11番 井田章雄君

12番 秦伊知郎君

13番 亀尾共三君

14番 足立喜義君

欠席議員（1名）

5番 景山浩君

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯清視君	書記	仲田憲史君
		書記	岡田光政君
		書記	加藤潤君
		書記	赤井佳子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本昭文君	副町長	藤友裕美君
教育長	永江多輝夫君	病院事業管理者	田中耕司君
総務課長	森岡重信君	財政専門員	板持照明君
企画政策課長	谷口秀人君	地域振興専門員	長尾健治君
税務課長	分倉善文君	町民生活課長	加藤晃君
教育次長	中前三紀夫君	総務・学校教育課長	野口高幸君
病院事務部長	陶山清孝君	健康福祉課長	伊藤真君
福祉事務所長	頼田光正君	建設課長	頼田泰史君
上下水道課長	真壁紹範君	産業課長	景山毅君
監査委員	須山啓己君		

午前11時00分開議

○議長（足立喜義君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

6番、杉谷早苗君、7番、赤井廣昇君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。（発言する者あり）

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 発言を求めました。内容は、実は6月13日の一般質問の議論の中で、その中で森岡総務課長から私の議論に、そんなことは言っていないということで訂正を求めるといことがございました。私は、そのことについて報告しますので、よろしく願います。実は、議事録に載っているのということだったものですから、私、本日議事録をひもとてみました。

ことし平成23年の1月31日に第1回の議会として臨時議会が開かれました。その中で、こういうことを私は質疑をかけました。地域活性化交付金、このことなんですけれども、きめ細かなと、それと、住民生活に光をそそぐ交付金、この2つに分かれているわけです。今回の補正予算を見ますと、きめ細かさと、それから、光をそそぐ、2つに分けられておるんですけども、1つお聞きしたいのが、きめ細かな交付金、いただいた資料を見ますと、地域のきめ細かな方では、観光地における電線地下と、そして、もう一つは、地域活性化ニーズに応じ、きめ細かな事業の実施にできるよう、支援を行う交付金があるというぐあいにあるんですけども、このきめ細かな交付金は、これは今回の分では補正予算ではハード面になっているが、きめ細かな交付金はソフト面に使うことができないとかいうことが1つお聞きします。というのは、地域活性化ということのニーズということは、例えば地場産業の方で農業の方の支援だとか、そういうことをソフト面にも使うべきではないかというぐあいに思い、使えないということなのかお聞きします、このような問いかけに対しまして、森岡総務課長はこのように答えております。

総務課長でございます。ソフト面に使えないということ、この件についての要請があったかということでございますが、まず、ソフトに使えないということではございますが、事業の内容か

ら申しますと、ハード事業にもソフト事業にも使えるというふうに考えております。このように答えておられるわけです。

それで、私は、一般質問の水道事業のこの流れの中で、負担軽減を求める立場からソフト事業、いわゆるそれに使ったらどうなのかということでお聞きしたんです。そこで、私は、実はきめ細かな交付金主なQ & Aというのを政府が出している分を求めました。そうすると、そこにもハード事業にもソフト事業にも対象になるのかということで、ハード事業もソフト事業も対象となる、このように上がっています。そして、地方単独事業としての交付対象となる要件はどのような点かということがありまして、国の負担、または補助の割合が法令の規定により定められている国庫補助の事業等に対する上乘せの補助もいいということ。

それから、こういうことが載ってます。公営企業への補助等の費用を計上する場合、交付金は直接交付か、あるいは一般会計からの繰り入れとなるか、このような問いに対して、地方公共団体に交付し、その後一般会計から公営企業会計に繰り入れることになる、このように書いてあるわけです。だから、私は訂正をなささいということなんだが、はっきりとこの議事録見ますとこういうぐあいには示してありますので、私の発言については誤りがない、このように主張して取り消す考えはありません。以上です。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、何かありますか。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。私は、何にでも使えるというような説明は一切しておりません。先ほど亀尾議員がおっしゃられたように質問に対して、それはハードでもソフトでも使えますという答えを言ったまででございます。いかにも町が何でもかんでも使えるというようなことを言ったような発言がありましたので、私は心外しているものでございます。訂正を求めたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 亀尾議員。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほども言いましたように、ソフトにもハードにも使えるということで、そのことから認識して言ったままで、私は答弁に対して外れてるというようなことは一切考えておりません。つまり、結論から言いますと、発言を取り消す気は全くありません。以上です。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 私は求めたいですけども、議員の方がなかなかそういうことがないようでございます。時間もございますので、これで終わりたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 以上でこの件は終わります。

日程第3 議案第42号

○議長（足立 喜義君） 日程第3、議案第42号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について民生教育常任副委員長の報告を求めます。

民生教育常任副委員長、仲田司朗君。

○民生教育常任副委員長（仲田 司朗君） 民生教育常任委員会、副委員長の仲田でございます。議案第42号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について、委員会で審議をされたことを御報告申し上げます。

まず、この本議案の内容は、安定した国保運営のために税率の引き上げをするものでございます。これは、国民健康保険加入世帯の所得は前年より1,300万ふえてはおりますけれども、税の減収が予想されます。前年度は、特に保険給付費が多く伸びておるために、税収確保のために今年度は基金を6,000万取り崩して税率の引き上げが求められているものでございまして、当委員会におきまして表決の結果、賛成多数にて原案を可決すべきものと決しました。

反対意見としましては、昨年並みの保険税として不足分は基金の取り崩しを6,000万以上にして、また基金だけでなく一般財源から補てんするべきだという意見もございました。

賛成意見の主なものとしましては、保険給付費が年々増加する中で、基金を6,000万円を取り崩しながらも運営している状況で国保会計は大変だと思いますけれども、全体の国保特別会計という会計のこともございますので、この制度なりにいたし方ないんではないかということで賛成の意見もございました。以上で報告を終わります。

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午前11時09分休憩

午前11時10分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

ただいまの副委員長の報告に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

副委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 3番、雑賀です。私は、この議案第42号に反対する立場から討論を行います。

まず、この保険税は先ほど副委員長の報告にも税の減収が予想されるということで、これの会計の安定を図るために値上げが必要であるということでもございましたけども、私は、この保険税はいろんな面から答弁の中にも上がるということは、高額医療とかいろんな医療の発展で上がるという説明はありましたけども、これは医療の発展で町長からもそういうことがあるんで上がるということでしたけども、やはりこれはいろんなところで上がるのもいたし方ないかなというぐあいだと思います。それで、これをいかにして医療費、この健康保険税を下げるかということをするということは住民健診の充実、それから、議員研修でちょっと場所は忘れちゃったけども、行ったところで病院管理者、それから、今おられませんが、櫃田専門員さんも行かれて研修を受けたところでは、住民健診の充実を図って非常に健康保険税が抑えられたという例もございます。

そういうことから考えますと、当町には西伯病院といういい病院もございます。そういうところから、連携をとってこういうものを引き下げる案を十分措置をしながら引き下げるべきということと、それから、この基金が1億2,000万たまってるということは、やはり今までの保険者がそれだけのものを、いわば余計に払ったというのは言い方が正しいかどうかはわかりませんが、そういうものの基金の積み立てであるということで今現在払ってる方の、これからまた今回8.15%という大幅な値上げ。それから、まだ決定にはなっておりませんが、直接この今議題に関係ありませんけども、水道料の値上げも、改定も予定をされております。

やはり今、南部町民、非常に生活が苦しい中で、やはりいろんな面から基金を取り崩してでも、また一般会計から入れてでも、この健康保険税を据え置き、または引き下げるべきということで反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、副委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 6番、杉谷でございます。私は、この議案第42号について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

副委員長報告のとおり、保険の給付費というものはだんだんと去年よりもふえてまいります。まだ今後もふえていくことは当然ながら予想されていくことでもございます。

先ほど雑賀議員の方から健診を充実するというお言葉もありました、十分やっておられます。しかし、それに追いつかないというところにこの悩みがあります。そういうことですので、必ずしも値上げをするということについては、だれも賛成はしておりません。いたし方がないないうところが皆さん苦しい立場での判断でございます。余計に払ったものという言い方はちょっとおかしいじゃないのかなと思います。また、今後一般財源でも繰り入れてということになりますと、他の会計の中からでも払っていらっしゃるのに、また国保税の方にも払うということになると、ちょっとその辺の住民の方の御理解ということも、また改めて求めていかなければならないものじゃないのかなと思います。今、非常に国保というものは破綻の直前にしております。それを今、全部つぎ込んだりして破綻させていいものかどんなかいうところも、十分考えていただきたいと思います。まだまだ、私もそうですが、だんだんと高齢者がふえてまいります、当然、国保の方に入っております。そのようなことを考えますと、少し少し、皆が考えていかなきゃいけないのかなと思っております。苦しい立場ではございますが、この42号に対しては賛成の立場で討論させていただきました。

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。（「議長」と呼ぶ者あり）

委員長報告に反対ですな。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私は、議案第42号、国民健康保険税条例の一部改正についてのこの議案に反対をいたします。

平均8.15%の値上げということが、どれほど町民の今の生活に厳しいものになるかというのは推測にかたくないといいますか、今現在92%の徴収率は、他の税の徴収率から見ましても大変低い税の徴収率になっております。

一般質問の中でも言いましたけれども、特にこの所得に対する割合が大変高いわけですね。年所得200万の4人家族で1カ月が13万円の所得、固定資産税12万6,000円払って手元に残る金額が13万円余り、4人家族の家庭でこういう生活を強いるような中身になるわけですね。これで暮らしていけというのは本当に厳しい話で、他の政府の協会けんぽと比べましても極端に高いというのは御存じのとおりです。それで、国も国に対する町村会の意見書で国民皆保険の受け皿である市町村国保は他制度に比べ高齢化率が高く、無職世帯が多く、加入者の所得額に対する国保料の（税負担）も著しく多額となっており、これ以上の保険料（税の引き上げ）及び一般会計からの繰り入れについてももはや限界に達するなど、制度の維持、運営に支障を来しているところのように、これ全国町村会の国に対する意見書です。

南部町の現状を見てみますと、一般会計からの繰り入れももはや限界であるというのが全国の認識なんですけど、南部町は一般会計からの繰り入れ1円もしてないわけですよ、法定外は。私は、今の南部町の財政全体のことを考えればエレベーターの問題もありましたし、それからいろんな関係の事業もあります。国保に出せないお金がないのかといたら、私は十分いろんな意味で見直しができるというふうに思います。政治的に、この国保会計の厳しさをどう判断するかという政治責任がまさに問われているんだろうと思います。

私は、そういう意味で国保家庭で、日吉津村は一般会計からの繰り入れを行っているんですけども、その国保会計の繰り入れを何でやっているのかその理由について聞いてみましたところが、徴収率が日吉津村もある程度100%でないわけです。国保の被保険者は、他の被保険者が払えなかった分まで割り戻して計算するわけですから、その分まで新たにかぶせるのは酷だということで、その分は一般会計から繰り入れようというので、1人当たり4万円程度の一般会計からの繰り入れをそういう理由づけの中からやっている、滞納世帯の払えなかった分をみんなで割るんじゃなくて一般会計でその分見ようと、こういうふうにしておられるところ、日吉津村はそんなようにしておられます。

私は、幾らでも町民の皆さんに理解を得る努力をして、国保はたびたび私も言うんですけども、ある一定の年齢になると国保に移っていくわけですので、皆さんの御理解いただけるんだろうと私はそう考えております。そういう意味から今の8.15%の増税ですね、認めるわけにはいかないという立場で反対をいたします。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 済みません。私は、この第42号について、賛成の立場でお話をさせていただきたいと思います。

先ほど植田議員の方からいろいろと説明がありました。まず、大幅な値上げ8.15%ということが言われますけれど、これをもし今回取り崩しがなしでということになりますと、本来ですと45.3%の値上げをしなくちゃいけないということが説明があったと思います。それをこのたび6,000万の取り崩しをして8.15%の値上げ、町の方もこの基金を取り崩し、そして、住民負担の方を大幅に軽減をして8.15%、お互いがそれなりに納得ができる金額をお願いをしたいというような報告があったと思います。

それと、先ほど日吉津村の話をされましたけれど、資料をいただきました国保の運営協議会審議会の分でいきますと、日吉津村は1人当たり22年度では7万5,938円です。それから、

南部町については6万4,679円、既にここで1万円以上の差がついております。それだけ今まではずっと南部町は住民、国保の方に対して手厚いものもなされているのではないかなというふうに思います。その聞こえのいい話だけをして、いつも私、反対討論に対しては言うんですけど、聞こえのいいところだけを取り上げて話すのではなく、全体的なものを見て反対をするならそういったような討論してほしいというふうに思います。そういったことをつけ加えて、この42号につきましては賛成の立場で討論をさせていただきます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、議案42号に反対の立場で申し上げます。

先ほど賛成者の方の討論の中で、いわゆる国保は全町民が加入対象ではもちろんありませんね。勤めているところでは、職場でさまざまな健康に対する会計があって、そこで負担されていて、一般財源の中をつぎ込むということはなかなか理解が難しいだろうということだったんです。私は、もちろんその方に負担が、皆さんが、全員がああいいよということになるかということとは甚だ疑問もあるんですけど、しかし、いわゆる組織の会社に勤めておられない方、あるいは勤めておられてもそこにそういう協会けんぽがなかった場合に国保に入ること。それから、無職の方はもちろんそこに入るということになってるわけなんです。現役で働いておられる方も将来一定の年齢が来て退職されれば、必ず国保の方へ加入しなければ医療を受けることができません。そういうことからいえば、やはり一般財源でもつぎ込んで今の負担増をいかに抑えるかということをやすべきだと思うんです。

それから、日吉津と比べて1人当たりが低いと言われるんだけど、国保は所得に基づいての負担ということがあるわけなんです。そういうことからいいますと、やはり一概にほかと比べて低いとか高いとかいうのはなかなか難しい面がある。要は内容です、賦課の内容を検討すべきだと思うんです。そういう点で、私は今の諸事情の中、生活の中で大変な状況の中、私は新たな負担増をかけるということについては異議を唱えて反対するものであります。以上です。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この議案42号について、一応、賛成討論させていただきます。

今、共産党議員団がいろいろ反対討論言われました。まさにそのとおりでございまして、本当に町民だれも生活が苦しい。また、雑賀議員がいいこと言っていただきました。健診の充実と病院とのもっと連携を図るべきでないかと言われました、そのとおりだと思います。けども、今、一般財源のことが問題になっていますが、国保の世帯ですね、国保世帯が全町民で大体1,683世帯、約1,700世帯ぐらい国保世帯です。あと、南部町は4,000世帯ぐらいあります

かいね、ですね。そしたら、あとの3,000世帯は生活保護をのけて恐らくほとんど社会保険なんです。その社会保険の人は、もちろん協会けんぽ、共済組合、また組合健保ありますが、ほとんど会社が5割見て、あと5割が自分が払っておられます。結構払っておられます。その中からまた、国保会計が厳しいので一般財源をつぎ込んで、その人たちの税金をここにつぎ込んでいでしょうか。国保の運協のときもそういう意見がありました、皆さんの同意が得られないと思うと。そういうことで、本当に国保の運協でもみんな啞然として悩みました。けども、医療費が一般、退職合わせて、1件当たりが10%、およそ11%四捨五入するとふえてるんです、去年から。こういう実態を考えますとこれは厳しいな、だけど、ここで基金全部1億2,000万しか残っておりません。この1億2,000万をつぎ込んで守ってもいいですけど、このような傾向が医療改正が来年にしかございませんので、そうなれば今以上の値上げをせないけんというような感じになります。それでも僕は、1億円ぐらいは基金残したいなと思ってましたけど、それじゃ追いつかなかった。1億2,000万の半分を崩して皆さん方に8.15%、痛み分けですけどもしていただき、この国保会計を運営しようというように決まったわけですが、言われたとおり、本当に国保に入る人は定年退職された方、自営業の方、そういう方なんです。最後のとりでが国保なんです。厳しいではありますが、あとは望むのは南部町に保健師がほかの町村よりもたくさんおられます。この保健師の活動に期待をいたします。医療とお医者さんと連携して、南部町が一番医療費を食べているのは……（サイレン吹鳴）新生物医療、いわゆるがんなんです。このがん治療で手術したいろいろあります。この人たちが、10万点以上の方が61名おられます。この中で最高払っておられる方がこの間説明がありました。1人800万から900万、一月払っておられるんです。それも全部国保があるからできたんです。最後のとりでは国保なんです。

今、町村会でも国保の国庫負担をもっとふやしてほしいという要望が出てます。ぜひともそれは実現していただき、また南部町の保健事業、もっともっと頑張っていていただき、保険料がこれ以上上がらないように努力していただくことを強く強くお願いいたします。また、今回の8.15%、湯梨浜町は9%なんですね、ほかの町村も10%近くみんな保険税が伸びております。今回の医療改正と、医療技術の向上と、そういうことでそういう社会的背景はございますが、皆さんの健康と、病気は絶対治してあげないけん、と、そういう国保の最後のとりでです。少しでもみんな痛み分かち合いながらこの会計を維持していきたいと思っております。そういうことをかんがみまして、今回は本当に大変な中ですけども、御理解いただきますようお願い申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第42号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。
副委員長の報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第43号

○議長（足立 喜義君） 日程第4、議案第43号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については総務経済常任委員会を主体とする連合審査でありますので、総務経済常任委員長から報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 議案第43号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第1号）。議長からお話がありましたが、これは連合審査でありますので、総務経済常任委員会にかかわります案件について審議いたしました。

主な補正であります。歳出の方で、町道・林道作業員の雇用、これは589万7,000円。鳥獣被害防止対策事業657万5,000円。町道赤猪岩神社線改良工事4,126万円。災害対策費として501万9,000円が主な補正の内容であります。全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 続いて、民生教育常任委員会副委員長からの報告を求めます。

2番、仲田司朗君。

○民生教育常任副委員長（仲田 司朗君） 議案第43号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第1号）、民生教育常任委員会所管について報告をいたします。

本議案の内容は、福祉事務所関係につきましては、福祉センターしあわせの空調、給湯システム、プール・マッサージ水の加温等の機器が故障して起こった修繕費332万9,000円。地域活動支援センターあまつの家の新体系移行がおこなわれているため、移行までの活動委託経費190万円。障がい者グループホーム利用者の夜間世話人増のための61万円。生活保護システム改修費用に伴う予算の組み替え。

町民生活課関係では、保育リーダーについて超過勤務が発生したため、超過勤務の賃金等の増額4万4,000円。ひまわり保育園の真空ボイラーの温度センサーが故障したため、修繕費1

1万9,000円。町内の保育士を対象に研修を実施する経費60万円。子育て世帯の食育を啓発・推進するための調理機器購入費82万2,000円。

健康福祉関係では、介護施設開設支援事業として認知症対応型共同生活介護施設を町内に新設整備するため、事業者に間接助成する額1,080万円。公用車の補充リース代22万7,000円。非常勤保健師と介護認定調査員の賃金226万7,000円。妊婦健診に検査項目が追加したための検査料の増額21万円。

教育関係では、図書館開設補助員雇用事業では、採用実態による予算の組み替えで11万7,000円の減額。人権対策事務費では、鳥取犯罪被害者支援センターが鳥取県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定されたことを受けて、負担金の増額1万2,000円。隣保館において、地域の人材活用として子育て支援事業に取り組むため、机、いすの購入費18万1,000円。不登校対策事業は、予算の組み替えによる3万6,000円の減額。とっとり学力向上支援プロジェクト事業は、未来を拓く保小中一貫教育推進事業の廃止に伴い、現在行っている学力向上推進事業の補助金額が増額63万円。勉強がんばろうキャンペーン事業は、未来を拓く保小中一貫教育推進事業の廃止に伴い、現在行っている学力向上推進事業の補助金額が増額するもの23万4,000円。未来を拓く保小中一貫教育推進事業の廃止に伴い、減額97万円。心や性に関する専門家派遣事業は、全額町費で実施する計画であった学校への専門家派遣を補助事業により実施するため、予算を組み替えたため12万5,000円の増。西伯小学校管理費は、少人数学校加配対応寄附金200万円の増。西伯小学校の学校支援教員配置事業は、県から理科科加配教員が1人増になったため、2人の非常勤報酬を減額404万1,000円。法勝寺中学校管理費では、生徒数の減少により少人数加配対応寄附金を2分の1から全額協力金として切りかえたため、99万円の増。法勝寺中学校支援教員配置事業では、2学期から学習支援員1人増員するため、147万5,000円増。さいはく公民館管理事業は、備品や消防設備などが老朽化しているため、修繕としてリース料の増加28万3,000円。

ということで、以上でございますが、その中で反対の意見がございましたのは、保育リーダーについて伯耆の国が指定管理をされている中で、新たにやるのはおかしいではないかという意見もございましたが、賛成の方としましては、教育を一緒にやっていくためには保育リーダーとしてしっかりと保小中を連携をとりながら、リーダーとしてやっていかなければいけないということが賛成の意見でございました。

審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決したものでございます。以上、報告終わります。

○議長（足立 喜義君） これから委員長などの報告に対する質疑を行います。質疑はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長などの報告に賛成のほか討論はありませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第43号、平成23年度南部町一般会計補正予算案に反対する立場から討論を行います。

議案の説明のときにも申しあげましたが、今回予定をされております保育園の民営化に伴い、保育リーダーが採用されております。まず、保育リーダーは町営時代のときにはない役職でございました。これが保育園の民営化に伴い、保育リーダーを採用ということで金額は超過勤務手当で、今回補正で上がってるのはわずかでございますけど、2万数千円でございますけども、やはりこれはなぜ上がってきたかという、保育リーダーの設置に伴うものでございます。

それから、あと研修費ということで約60万円上がっております。これは町内の保育士の研修をするということで、伯耆の国からの職員も町費で研修をするということ、これ私は質問いたしましたけども、これはなかなか。やはり伯耆の国の職員でありますので伯耆の国が研修をすべきということです。それで、この予算上がってきたのはやっぱり保育リーダー、民営化がもとでありますので、この予算案に上がってるこのことは増額になってるということで反対いたします。

（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長などの報告に賛成者の発言を許します。（「済みません、訂正、ちょっと」と呼ぶ者あり）

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 増額と言いましたけども、上がってるということで反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長などの報告に対する賛成者の発言を許します。

6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 6番、杉谷でございます。私は、この議案43号に対して、賛成の立場で討論させていただきたいと思っております。

一番初めに、民営化に伴った保育リーダーの設置ということを反対の理由に上げておられます。これは民営化になろうがなるまいが、私はそういう方向にあったと思っております。と申します

のは、私は21年6月の一般質問で保育所保育指針について町長に問うたことがございます。この中で既に改めて申し上げるまでもないんですけども、子育て家庭の教育力の低下を危惧するような状況がある。そして、子育て支援の役割が保育所の保育において一層重要になってくる。これは平成18年12月に公布された教育基本法であると考えている。背景がこのようなことだということで、ずっと御答弁いただきました。1点目、2点目、3点目、4点目、5点目、6点目とあります。これ私が質問いたしましたのは、先ほどの中を一つ一つ申し上げるとよく理解していただけたと思いますが、長くなりますので、それだけの内容を持った答弁をいただきました。そのような中で、これは民営化になるがなるまいが、保育ということについて町としての責任は担っていく上では、そういう立場の方が必要だということ。以前は統括園長というものいらっしゃいました。やはり兼務ではなかなか大変なことだと思います。そういうことで制度的にも、これはそんなに民営化をもとにして反対できるようなものではないと私は理解しております。

次に、人物についてでございます。人物についても非常に私は有能な方だと思っております。この南部町の子育てにかかわってくださる方は、この気候風土を身をもってよく理解されているということ、それと保育の経験があるということ、積極的であり行動的な方であるということ。これはおはなし・ドンとか栞の会を立ち上げられたり、また、そのほか行事を積極的に施行されて、その経験、その他の実績が認められて県より教育表彰も受けておられる方でございます。そういうような活動の中で保育園、学校、地域の方との多く交流を持っておられて信頼を寄せられる方でいらっしゃいます。それで、何より一番重要なことは熱意があること、思いが深く、強く、子供のことにつきまちは非常に熱い熱い思いを持っていらっしゃいます。そのような制度的にもその問題は私はちっとも考えませんし、人物的にも優秀な方であると思っておりますので、何ら問題ないと思っております。

ずっと以前、旧西伯町では家庭教育を考える講演集会というものがございました。これは保育園、学校、小学校、中学校ですね、そういうようなところでみんなで一緒に会して話し合おうということが毎年11月にございました。今はどのような形になっているかはわかりませんが、そのことはそのときにはプラザ西伯には入れないほどの人であふれておりました。子供の教育に対しては皆さん本当に真剣に考えていらっしゃいます。

また、小中一貫教育のことに教育委員会は取り組んでいらっしゃいますが、その中で保育園も巻き込んでのことということも課題として上げられていらっしゃいます。そのようなことを考えますと、民営化云々でこの保育リーダーというものが設置されたというふうに私は考えておりません。適切な時期にしっかりとリーダー力のある方が着任されて私は非常に喜んでおります。そ

ういうことをもちまして賛成の討論といたします。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 今回の伯耆の国が保育園を指定管理を受けようとする大きな流れというのは、伯耆の国の理事会の議事録が詳細にこの流れを物語っているのではないかと思います。町長は、伯耆の国の理事長をしておられまして、そこで……（発言する者あり）これは大きな流れの話をするので聞いていただきたいと思いますけども、伯耆の国は新たな事業展開として保育園事業にも展開をするんだという理事会で、それでそういう町長の方針のもとに今回の2園の民営化が指定管理を受けようとする流れがそこから始まってきていると私は考えております。そして、その指定管理を受けるということは、町が子供たちに直接責任を負うところから間接的な責任の負い方、そういう直接的な責任を負うところから少しぼやけた形に移ってくるわけです。その一方で、伯耆の国の事業展開というところがあるわけで、これは大きく言えば国の構造改革と軌を一にする、公的な事業を外部委託していくというこの構造改革の流れなんですよ。（「議案について言えやい」と呼ぶ者あり）これははっきりしたところなんです。私は、そういうふうに考えております。（発言する者あり）そのことが今回の保育リーダーという、何といえますか、町が直接責任を負って町職員で保育園を運営していけば、必要なような形の職員を新しくつくることにもなり……（発言する者あり）それから、先ほどの町の研修で新たに60万円の予算づけがされておりますけども、本来、伯耆の国の職員であれば伯耆の国が研修の責任を準備時期であろうとも、それは当然伯耆の国の職員の研修はそういう保育実績を持ってるような法人であれば、当然そういうものをやっていかないけん責任があるわけですね、移行時期であろうと。研修についてはそうだし、それをスムーズに引き継ぐということであればそれはそれとして別の話であります。研修というのは、そういう問題とはまた別の問題だと私は考えます。やはり今回のこういう予算組みというのは大きな矛盾がありまして、子供たちの本当に健全な育ちのために私は大きな問題があると思います。（発言する者あり）町が直接責任を負って保護者の皆さんたちとともにこの南部町の子供たちを本当に健全に育てていくということを真剣に考える立場からいえば、私は大変今回の保育園の民営化の流れについては大きな問題だと考えておりまして、この議案に対しましては反対をいたします。以上です。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） ありませんか。

10 番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 今、反対者の発言を聞いておりまして、いつのときでも伯耆の国

に関係した議案が出たらすべて反対だという印象が強く持ちました。本当にもうちょっと今の子育て、また保育等に真剣に考える必要があると思います。

保育リーダーのことで特に反対されておりますけど、保育リーダーは町の保育園4園全部が連絡をとり合って、質の高い保育に向けて行っていくという目的だろうと思います、2園だけではありません。このことをはっきり自覚しておかなければならないと思っておりますし、この予算につきましても、県も必要を強く認識しておりますし県費も入っております、約半額30万円。ぜひとも伯耆の国にこだわらないで、大きな目線で町の保育に向かっていくということをお願いしたいと思いますし、この補正に絡みましては民生関係でもたくさん重要な案件もあります。福祉センターしあわせの機器類が大変傷んでおまして、その修繕、ここは小学生や成人の方も多く来られます。その予算も約300万円予定されておりますし、そのほかにも障がい者の方の地域生活支援事業、また障がい者グループホームの夜間の世話人さんの配置事業、また介護施設の開設支援事業と非常に重要な問題があります。予算を全部皆さんが真剣に考えていただいて、ぜひとも子供たち、また障がい者の方が安心・安全で暮らせる、そういうまちづくりに向けていきたいと思っておりますので、私は賛成の意を込めて討論いたします。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、この議案43号に対して反対の立場から討論いたします。

この予算書の説明書の中に16ページなんですけども、こういうぐあいに書いてありますね。保育リーダーのための研修費なんですけども、これは目標のところ平成24年度実施目標の民営化に向けて町内保育園保育レベルの同一水準の統一、引き上げを図るというぐあいになってるわけです。つまり、これを見ますと、いわゆる民営化に向けてやるんだということなんです。今度直営と民営と24年度になって格差が生まれたらだめだと、だから、移行の関係のときに今やろうとしてるんだということで、それが委員会でも私率直に聞きましたら、それも大いにウエートを占めるということだったんですよ。私は、なぜこういう事態が生まれたかということ、24年度から伯耆の国に2園を指定管理に出すということになったんですね。植田議員も触れたんですが、事業内容、今まで定款の中で保育に関する事業についてはなかったわけです。つまり、そのことからいいますと今まで経験とか実績があれば、それぞれの事業者の中でこれを考えてやるということ、あるいは教育、研修もできたと思うんですけども、ないわけですから新たに24年に向けて移行の関係で行われる事業なんですよ。金額にすれば旅費と報酬を含めて4万4,000円の増額なんですけども、金額からいえばわずかなんだがということなんですけども、根本的に私

は指摘したいのは民営化するためにこういうことをやらなければいけないということをあえて指摘せざるを得ないわけなんです。そういう点から、私はこの議案に対して反対するものであります。以上です。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議案43号は、賛成の討論をさせていただきます。この議案は今保育園ばかり言うておられますが、日本海新聞、板井議員の一般質問のときの回答で、また今後予算にのっております。日本海新聞にも取り上げられました、タイムリーで。放射線の放射能の測定器もこの中に予算入ってるんですね、今一番大事なこういうときに。

それと、我が南部町にはグループホームがございません。今後は、認知症の方がだんだんとふえていく、これの対応が要はハード面がなかった。これが今回10分の10で1,080万入ってきたと、このような整備が整うような予算であります。それは1点目でそういう背景でございますが、今いろいろ反対討論をお聞きしましてびっくりしております。保育リーダーが民営化に伴うもの、冗談じゃない、そういう話聞いたことないですね。（「書いてある」と呼ぶ者あり）それはどこに書いてある。（「16ページ」と呼ぶ者あり）そんなこと書いてありませんよ、民営化なんてこと、どこに書いてある。（「予算説明書」と呼ぶ者あり）どこの。（「どういうリーダーと書いてない」と呼ぶ者あり）これは今、教育委員会のところに籍持っておられますが、保育所と小学校、中学校のつなぐための一つの大きな役目でありまして、また格差が広がったらいけんって聞き取りしたと言われましたが、民営化のとこと普通は町営がやっているところの一緒に同時にどんとしたら格差が確かに広がっております、よその地区を見れば。民営化の方がだんだんと施設がよくなる、これが実態なんです。それをなくしたらならんというのがこの一つの課長が言った答弁だと私は思っております。

それと、伯耆の国が研修するのはおかしいと言われましたね。これは県の事業でありまして、この職員の処遇改善、待遇改善だったかな、資質向上事業だったと思いますわ。これたまたま保育園が手挙げてやったんですけど、介護事業者がいっぱい米子では手を挙げてこれやっております。これたまたま今回は保育園が手を挙げてやっただけの話でして、そこには町立も民営も関係ないんです。今、去年、おとしごろからこういう事業あったんですけど、南部町は手を挙げただけの話なんです。今回、質を上げるためにこの事業に取り組んだだけの話でして、別に一つも、皆さん方の質が上がればいいでしょう、そのための県がわざわざつくった事業なんです。これを反対するすべはないと思いますけど。わざわざ50%県が予算つけてごいてるんですよ。そういう内容でございまして、この一般会計補正予算、まず第1点に放射線の測定機器が

今回入ってる。これから認知症大変な対応が今回の予算でグループホームが我が南部町にできる、
このような予算配置でございますので、賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第43号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。
委員長などの報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は、13時ちょうどであります。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

日程第5 議案第44号

○議長（足立 喜義君） 日程第5、議案第44号、平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 議案第44号、平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）です。

この内容は、下水道のマンホールポンプ（19カ所）の費用が委託料として計上されておりましたが、使用料及び賃借料、借り上げ料となり予算を組み替えたのと消費税分の増額であります。

全員一致で可決すべきと決めています。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第44号、平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第45号

○議長（足立 喜義君） 日程第6、議案第45号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 議案第45号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）です。

この議案の内容は、マンホールポンプの予算の費目の組み替えと消費税分の増額であります。

全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これより、議案第45号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第46号

○議長（足立 喜義君） 日程第7、議案第46号、平成23年度南部町水道事業会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長(秦 伊知郎君) 議案第46号、平成23年度南部町水道事業会計補正予算(第1号)であります。

この議案の内容は、上水道拡張工事は22年度、23年度の継続事業で、23年3月になってから事業が開始されております。水道会計の会計の締め切りは3月末のために、22年度に入る予定の起債4,200万が4月以降になったため、6月で補正して計上したものであります。

全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長(足立 喜義君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(足立 喜義君) 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(足立 喜義君) これより、議案第46号、平成23年度南部町水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(足立 喜義君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 陳情第2号

○議長(足立 喜義君) 日程第8、陳情第2号、「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長(秦 伊知郎君) 陳情第2号、「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出を求める陳情書。

これにつきましては、3月議会で当委員会に付託された陳情ではありますが、継続審査として今

日まで至っております。

今議会の委員会で十分な結論を出すことができませんでしたので、次の議会の委員会まで継続したい旨の結論でありました。以上です。

- 議長（足立 喜義君） お諮りいたします。ただいま同委員長から、会議規則第46条第2項の規定により、閉会中の継続審査とされたい旨の要求がありました。同委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第2号は、委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第9 陳情第3号

- 議長（足立 喜義君） 日程第9、陳情第3号、2011年度年金引き下げの撤回を求める陳情書を議題といたします。

本件について民生教育常任副委員長の報告を求めます。

民生教育常任副委員長、仲田司朗君。

- 民生教育常任副委員長（仲田 司朗君） 陳情第3号、2011年度年金引き下げの撤回を求める陳情書について、当委員会で審議したことを報告させていただきます。

内容は、2011年度の年金引き下げの撤回を求める陳情書でございますが、既に6月15日に年金が各年金受給者の方に振り込まれておる状況の中で、2011年度の年金引き下げの撤回を求める陳情書というのは、どうもなじまないではないかということでございますが、それでも陳情書をもとに賛成していただきたいという意見もございました。

以上のような審査の内容を行いまして、賛成少数にて不採択といたした次第でございます。以上、報告を終わります。

- 議長（足立 喜義君） これから副委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報……（発言する者あり）ちょっと待ってよ。（「休憩」と呼ぶ者あり）ちょっと休憩します。

午後1時09分休憩

午後1時10分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

これより、陳情第3号、2011年度年金引き下げの撤回を求める陳情書を採決いたします。

（「採決じゃない、討論」と呼ぶ者あり）もとへ。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、副委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 委員長報告は不採択ですので、私は採択すべきという立場から討論をいたします。

この2011年度年金引き下げの撤回を求める陳情書は、2011年2月18日付で南部町議会が受け付けております。それで、その受け付け印も押されているわけですが、これは議会運営委員会の最初の3月議会の受け付けに間に合わなかったということで、今議会、6月議会送りとなって、結果として陳情された願意が時期おくれとなってしまったという中身でありまして、委員会審査の中でもこの中身、年金引き下げの撤回を求めるということ自体は十分に審査に値する内容だということだったわけ、そういう意見も結構ありました。私は、問題にしたいのは、こういう時期がおくれたことによって、この陳情が内容をなさなくなるような議会運営委員会の取り扱いについて、今後、最初の議運までに届かなかったことをもって議会で審査をしないという、一応の取り決めはあるわけですが、今後、こういうことで国民の請願権が制限を受けるようなことがあってはならないと思います。

今回、これまでもそういう内容で緊急性を要する場合には、特に議運で取り計らってきた経過もありまして、そういう本来の立場から考えれば時期おくれにはなったとはいえ、その内容が請願の意思が今の経済情勢のもとで年金が引き下げられることによって、ますます国民の生活が大変になるということを訴えていくという本来の趣旨を尊重すべきと思ひまして、2011年度年金引き下げそのものには反映されないものではありませんが、この陳情書の中身としては採択すべきと考えて賛成をするものであります。

○議長（足立 喜義君） 次に、副委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 今、期日のことを申し上げられました。確かに重要な案件でございましたが、この陳情書には2011年度年金の引き下げを撤回することということで、もう15日には年金を支給されました。議員の皆さん御存じのように、議会の申し合わせで議運までに

陳情受け付けると、そして、郵送の陳情に対しては文書扱い、基本的に、町内の方なら審査すると、厳重に。という申し合わせもきちんと決まっております。一つ一つ陳情によって受け付ける、受け付けないを決めることはできません。やっぱり議会の決め事ですので、決め事どおりに皆さん同意した事項ですので、守っていくということで厳格に議会運営委員会を運営したいし、陳情者の方には南部町議会は議運までに出していただきたいと、そして、陳情書を持参して説明していただきたいということも以前から決まっております、事務局の方で説明もしております。ということですので、申し合わせどおり今回はもう時期を逸しておりますので、不採択ということでお願いしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結……（「議長」と呼ぶ者あり）もとへ。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 亀尾です。私は、この陳情、2011年度年金引き下げの撤回を求める陳情書ですが、採択をすべきということで主張したいと思います。

先ほど石上議運の委員長からもありました。ルールに従って取り扱ったということです。それと、既にもう実施されてるということ、引き下げの金額で、15日ですからおとといですか、振り込みがあったということで、もう時期を失してるということだったんです。

私は、この撤回を求めるということであれば、既に実施されているので撤回ということは引き合わないかもしれませんが、文言として。しかし、私は陳情というのは住民の声、そういうことを反映させて議会で審査する、これが基本だと思うんです。内容につきまして、いわゆる今、若年者というか職業に適齢期って言ったらおかしいかな、の方でも現役世代でもなかなか就職ができないような状況です。ましてや高齢者にとっては、新たな仕事というのは非常に難しい状況です。ということは、収入がなくなるということです。そこで、年金に頼って生活をせざるを得ないという状況に陥るわけですね。ところが、この年金が下がっていくということは、どうやって生活していくのかということ。一般の物価については下がった分もありますよ。しかし、御存じのようにきょう議決になりました国保の税ですね、国保税に入る方は年金の方が圧倒的多数です、100%に近いでしょう、そういう状況。そして、今、9カ所にわたって説明を行われております水道利用料金ですね、これも9月の議会で議案提案をしたいということです。実施されるのはいつかわかりませんが、いわゆる公共料金、あるいはほかの公的なことの負担は確実にふえてるのが現状ではないでしょうか。物価スライド制を導入するということで始まったんですけども、しかしですよ、2010年の全国消費者物価指数は対前年比でマイナス0.7%となっておる、これは総務省が1月28日に発表しております。そして、2004年の年金制度改正で、200

5年以降は物価が下落しても2005年水準を下回らなければ年金額のマイナスの改定は凍結される。こういうことになってるわけですね。逆に、物価が2005年水準を下回った場合、その下回った分だけマイナス改定が行われる。こういうような状況なんです。そういうぐあいにしてことしも、私も年金の知らせをもらいました、該当者ですからね。去年よりも確実に年金支給額が下がっております。そういう状況です。そして、一方では現役世代の国民年金の保険料は4月から毎年、2005年から毎年280円ずつ引き上げられるというような状況が。その後、ちょっと名目で下がったことはありますが、そういう状況です。このことがどういうことかという、若年層の人が、若年というか現役世代の人が将来果たして年金がこのようなくあいで貢いだというか、振り込んだ額が返ってくるというような、そういうことがあるだろうかという不信感を抱いているのが大方の方の予想です。

私は、そういう状況であれば、この時期は失したにしろ、少なくとも下げられては困るんだというそういう声を議会として上げるべきだ、このことを主張して討論いたします。

○議長（足立 喜義君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論を終わります。

これより、陳情第3号、2011年度年金引き下げの撤回を求める陳情書を採決いたします。

副委員長報告は不採択でありましたので、原案に立ち返って採決をいたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立少数です。よって、本案は、副委員長の報告のとおり不採択にすることに決しました。

日程第10 陳情第4号

○議長（足立 喜義君） 日程第10、陳情第4号、安心・安全な公共事業を推進するため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所及びダム管理所等の拡充・存続を求める意見書の採択について（お願い）を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 陳情第4号、安心・安全な公共事業を推進するため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所及びダム管理所等の拡充・存続を求める

意見書の採択について（お願い）であります。

この陳情は、以前にも同じような陳情が出ておりますし、これは郵送ではなく持参されておりますので、委員会として付託を受けて審査をいたしました。

今回、この陳情は少し変わっているのは、多分皆様のお手元に陳情書があると思いますが、賛同者が2名ついているということでもあります。1名の方は鳥取県建設協会日野支部の浅川さん、もう一人の方は建設業界西部支部の野津さん、この2名の方の賛同書がついています。

委員会で審査の結果、適切な施設の管理に支障が出るので、事務所・出張所の廃止や縮小はすべきでないという賛成の意見が出ました。

また、出先の縮小というのは、やはり時の流れで地方分権の一環であるので反対すべきという意見がありました。

賛否の結果、賛成1、反対4、棄権1で、不採択と委員会では決めています。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 前回の陳情から、先ほど委員長もおっしゃいましたように賛同者が2名つけておられまして、西部、鳥取県建設業協会支部長、野津さん、それから、鳥取県建設業協会日野支部の浅川さんと、有力者の方が賛同されておられまして、この意見書の内容も地方の建設業とか、それから国の出先の機関とか、そういう重要な部門の存続を求めておられまして、今議会でもいろいろ問題になりました防災の問題、レッドゾーン、イエローゾーンとか、そういう問題も今議会で議論されたわけですけれども、今の国土保全という立場から考えて重要な中身を持っていると思うんですが、これを不採択にされたというのはどのような経過であったでしょうか。その点、よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） 陳情者の方が国土交通省建設労働組合の委員長、末永さん、あるいは国土交通省管理職ユニオンの川崎さん、また港湾建設労働組合の永安さんという方です。直接の聞き取りというのはできていません。いずれも所在地が広島市になっておりますので、直接的な聞き取りはされていません。

前回出されたときに、私は経済常任委員会の委員でしたので、その陳情に対して不採択の旨の意見を述べた記憶があります。それをもとにして、今回の陳情について少し述べてみたいというふうに思います。

現在、政権をとっています民主党は、マニフェストで国の出先機関の原則廃止を掲げています。

つまり、現政権与党でありますので、当然、民主党の施策は国の出先機関の廃止に向かって施策をしていくはずであります。国土交通省は、2010年9月1日に地方主権改革の一環として、地方整備局などの出先機関の事務権限の一部を地方自治体などに移譲するための仕分け作業の結果を公表しています。つまり、国土交通省が自分たちの出先機関を存続するか、あるいは継続するかという仕分けをやってるわけですね。仕分けをした事務権限の数は、地方整備局関連60、地方運輸関連36の合計96カ所を仕分けをしています。この内容は、A、自治体に移譲、B、自治体による施行状況を踏まえ移譲の可否を判断、C、国に残す、D、廃止民営化、この4つの仕分けが国土交通省でなされています。結果はどうなったかということ、地方整備局関連ではBとD、Bというのは自治体による施行状況を踏まえて移譲の可否を判断、Dというのは廃止民営化です。これはゼロでした。そして、Aが16、Aというのは地方自治体に移譲する。それから、Cは48、このCというのは国に残すということであります。つまり、この内容を見ると自分たちが自分たちのことをして仕分けしているので、少し甘いなという見方ができるのではないかなというふうに思います。

この国土交通省の仕分けをもとに、2010年度末に出先機関改革アクション・プランがまとめられております。2011年2月17日に開かれたプラン実施のための推進委員会で、出先機関の受け皿として関西広域連合や九州広域行政機構が名乗りを上げています。つまり、国の出先機関を地方は受けてもいいですよということが言われているわけであります。この関西広域連合には鳥取県も加入しているはずであります。そして、九州広域行政機構というのは、この受け皿のために新しい組織をつくるというふうに言われており、国の8府省、15系統の出先機関の事務について丸ごと受けてもいいという趣旨の発言がなされています。

つまり、今、国が言うように、国でなければできないよということではなくて、十分地方にもそれを受けて実施していただくの力があるということを言っているわけであります。ちなみに、道路整備局特別会計、これ今約8,000人の職員がおられるというふうになっています。どのような事業をしているのかというのは、道路整備費や直轄事業負担金の財源にして道路整備の直轄事業や補助事業、そして、高速道路会社への貸し付けをしているわけです。これを地方に移管するとどうなるのかということですが、地方に入る財源をもとに地方が主体となって道路整備や維持管理を行う。地方の実情に詳しい職員が地域から上がってくる税金、また要望をもとにその地域にふさわしい道路整備を行っていくということであります。決して地方にとってマイナスではないというふうに私は考えています。

これらの理由から、この陳情書にもこういうぐあいに書いてあります。安心・安全な公共事業

を推進するため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所及びダム管理所等…
…。これは題目ですね。この文面の中に、知事会の国の出先機関原則廃止プロジェクトの中間報告では、地方整備局のほとんどの業務が移譲可能とされているというふうに知事会も返答しています。つまり、今までのように必ずしも国が、あるいは国の出先機関がすべてのことをやらなくても、地方にはそれだけ十分受け皿を受けるだけの能力があるということでもあります。国の権限の地方への移管は行政改革の大きなテーマでもあり、また時の流れだというふうに思っております。そして、この陳情に対しては、私は賛成できないという立場であります。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この陳情書の中に、評論家として著名な森田実氏に、公共事業の重要性と果たす役割についても語っていただいておりますということで、DVDが添付されているというふうに書いておられますけども、委員会ではこのDVDをごらんになったでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員長（秦 伊知郎君） あくまでも地方に移管されたら工事量が減るとか、仕事なくなるとかという問題ではないというふうに思います。地方にできることは地方がやると、そして、地方には十分その受け皿ができているんだと。確かに初めての経験でありますので、紆余曲折はあろうかと思いますが、地方の力を信じて地方にできることは地方にやっていただくということでもあります。DVDは見ていません。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を求めます。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この陳情書に対して、賛成する立場から討論いたします。

確かに委員長が言われたとおり、前回も出て私は賛成をしております。なぜならば、いろいろと今、委員長が言われました。確かにそういうことで国は進めてきてまいっております。ただ、私が一番心配いたしますのは、いろいろ先ほどの、さきの一般質問の中にも防災等いろいろ大丈夫かという心配がございました。これで本当に国から県、今、広域連合の名前も出ましたけども、広域連合等に移譲、移管なりされて本当に大丈夫かなというのは心配いたします。これが何ものなければ、最後に委員長は紆余曲折もあるではないかということと言われました。確かにいろいろ

とわからない点が多いので、これが一番問題になるのが、何事でも国から県等に移譲されたときにはお金、この事務所も減らすけども、そのものとおりに今までどおり予算が国、県においてこないという例がどうも多々あるように、私はあるように思っております。全額は来ないで事業だけいろんなものだけ減らして、ただ責任だけを負わせるような格好になるようではないかと思えます。この陳情書、意見書の案にやはりこういう地方は地方の国の出先機関でやれること、やっぱり一番最後にあります国民の安心・安全につながる、これがよく農業問題でも安心・安全な食糧ということを言われます。やはりこれがやっぱり今、大震災でも安心・安全だと言われながらあいうことが起こったということを考えますと、やはりこういう全体的なことはやっぱり国の責任できちんとやるべきということを申し添えまして、私の賛成討論といたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） 私は、この陳情の第 4 号につきまして不採択ということで討論させていただきたいと思えます。

先ほど権限が助成等も本当に大丈夫なのか、国民の安心と安全、また生命や財産、生活基盤を守るのかというようなことがありましたけれど、実際に昨年 of 年末からことしの年始にかけて非常に大変な雪、豪雪がありました。そのときの国道 9 号線の除雪を考えてみても、そのときに国交省の人たちは正月で里帰りをしていてすぐに除雪ができなかった。平井知事もその除雪対策について本当に苦慮をされてすぐ雪の除雪作業ができなかったということがまず 1 点、身近なところで上げられるというふうに思えます。そういったところから、やっぱり権限をしっかりと地方に回していただきまして、先ほど雑賀議員も言われましたお金もやはりそれだけしっかりと回してもらいたいというふうにもこれからは要望もしていかなくちゃいけないと思えます。

それと、国の権限で平成の大合併ということがありました。今、市町村の数も大きく減らされて、また今回の景山議員の一般質問でもありました、職員も削減をしながら市町村行政を今一生懸命対応をしておられるというところです。やはりそういった中で、国としてもそういった姿を見せていかなくはいけないんじゃないかと、十分に今地方で権限が回ってきたとしても対応ができる体制というものは、先ほど委員長が話をされましたようにできているというふうに思っております。そういった部分を含めて私はこの採択、不採択ということに思えます。

それと、先ほど賛同者が 2 名おられるということで見ますと、建設業協会の日野支部、同じく建設業協会西部支部から、それぞれ支部長さんも賛同の意見を出しておられますけれど、多分国交省の方からこういったことが来れば賛同せざるを得ないと思えます。賛同しなかったら仕事が

回ってこないかもしれません。今まだ国交省がやってるわけですので、そういった面では賛同されて当然だというふうに思いますけれど、権限が変わっていけばこの建設業協会の方々も今度は自分たちの力で自分たちの思いを発揮できる、そういった場も与えられるのではないかなというふうに思い、不採択に賛成をいたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに討論は。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 私、この陳情について賛成の立場から討論いたします。

私、先日、船通山という山に登ってきました。あそこは自然の水を涵養するための保安林がかなりの部分を占めておりまして、国土保全という意味では一自治体だとか、そういうレベルではとてもカバーし切れないような、国の責任というレベルで考えていかないといけない規模を持った仕事だと思います。水の問題とか、それから、最近の異常気象の問題とか、さまざまな広域的な課題について広い視野、全国的な観点から国土を保全していくということでは、本当国の責任がますます重要さを増しているんだと思います。

こちらに憲法 25 条の精神で、生存権、国の社会的使命というようなことも書いておられますけども、日本国民が安心して日本のこの地で生活し続けるということは、まさに国の責任だということから見れば、国が直接責任を負って国土整備、国土保全していくという観点がどうしても必要だという立場から、この陳情の意味は私は本当に大きいものがあると思います。そういう立場で、ただ一労働組合の問題というような狭い位置づけでなくて、私は日本の国土保全という立場から、ぜひとも皆さんの賛同を得て採択すべきと考えますので、御賛同よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第 4 号、安心・安全な公共事業を推進するため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所及びダム管理所等の拡充・存続を求める意見書の採択について（お願い）を採決いたします。

委員長報告は、不採択でありましたので、原案に立ち返って採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立少数です。よって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第 1 1 発議案第 8 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 1 1、発議案第 8 号、南部町長期欠席議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である青砥日出夫君から提案理由の説明を求めます。

8 番、青砥日出夫君。

○議員（8 番 青砥日出夫君）

発議案第 8 号

南部町長期欠席議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

平成 2 3 年 6 月 1 7 日 提出

提出者 南部町議会議員 青 砥 日出夫

賛成者 同 秦 伊知郎

同 石 上 良 夫

南部町議会議長 足 立 喜 義 様

この発議は、議員個人のモラルとは別に住民目線に立った議員の報酬等の減額条例ということでモラルだけではなく、より明確に線を引くという意味で住民の方にもわかりやすい、また議員の中の議員個々でもこの条例に従っていただいて減額をしていくということでございます。

今までの通例からいきますとまずありませんけども、この特例に関する条例について注釈を入れたいと思いますが、羅列してありますが、重要な部分の減額の割合等について若干触れてみたいと思います。議員活動ができない期間が 6 カ月を超え 1 2 カ月以下であるとき減額の割合が 1 0 0 分の 2 0、1 2 カ月を超え 2 4 カ月以下であるとき 1 0 0 分の 3 0、2 4 カ月を超えるとき 1 0 0 分の 5 0 というふうに減額割合を示しております。また、この 6 カ月から 1 2 カ月、1 2 カ月から 2 4 カ月、また 2 4 カ月を超えるというこの日にちにつきましては、期間につきましては継続しての期間でございます。途中病欠の場合ですと、よくなって出てきたというような場合には加算されないと。そこで一遍切りますので、続けての期間でございます。御審議の方、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） ただいまの提案説明に対し、質疑を行います。提案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この南部町長期欠席議員の議員報酬等の特例に関する議案発議第8号に反対する立場で討論いたします。

まず、条例の中に、第1条の中に住民の信頼に反した場合とか趣旨で、それから、第3条の議員活動の中に、議員活動は会議だけが議員活動のようなことであります。議員というのは議会に出て議員活動するだけが議員活動では私はないと思っております。（発言する者あり）ここに書いてあるのは、そういうふうに書いてあります。それで、議員というのは選挙で皆さんに選ばれて出てきて、皆さんがいろんなことを通じて議会で活動したり、議会内外でも活動をしておられます。そういう面から議員はやはりその議員の間、どのような活動をしたかということはやっぱり通常でいえば4年に一度任期が終われば、もし再立候補されればその旨どのような住民の信頼にこたえたかどうかという裁決が待ってるのでございます。また、いつ何どき解散ということになるやもしれません。だから、そのような立場の者がやはりこの議会でこのような条例をつくって、それを束縛するようなことは私は余り賛成できないので、反対討論といたします。

○議長（足立 喜義君） ちょっと休憩します。

午後1時47分休憩

午後1時47分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私、最初賛成と……。私では反対と、反対の立場でと言いましたが、反対というぐあいに訂正いたします。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） この条例案に賛成の立場で意見を述べたいと思います。

議員の活動というのは日々の活動が議員の活動であり、それをカレンダーや暦で束縛されるものではないということは確かにそうであります。しかしながら、けじめというものが大切だろうというふうに考えています。議会に欠席をすれば、あるいは会議に欠席をすれば欠席届を出すわ

けであります。そして、会議にそれが欠席届を出した期間が終わって出席すればそれでよし、ずっと出ていなかったらずっと欠席なわけであります。当然、議員としてのけじめというものは一定のルールの中であつておくべきものだろうというふうに思います。そして、この条例にあります議員活動ができない期間というのも非常に厳しい拘束ではありません。多分これに触れられる方はほとんどないだろうというふうに思いますが、しかしながらルールはルールですので、ぜひこういうルールをつくって町民に対しても、あるいは議員同士でも一つの目安としてやってみること自体、何ら私は不都合ではないというふうに考え、賛成いたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに討論はありませんか。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） この議案が議会基本問題等調査特別委員会で案として議論されたときに、私そのときにも言ったんですけども、議員というのは選挙で選ばれて住民の代表としてこの場にいるわけですが、よく言われる言葉として選良という言葉を使うわけです。住民の代表としてより高い自律性といいますか、みずからを律するというような立場の職責だと私は思っております。それを自分ができているかどうかはまた別の問題として、そういう職責だということは皆さんが認められるところだと思います。そういう立場である議員がこのような条例をつくるというのは、ある意味自律性を低めてしまうことになると思います。自分の身は自分で処するんだという高い自律心があつてしかるべきであつて、というのは、こういう条例が全国に例をほとんどないんですね。（発言する者あり）委員会で出てきたのを調査した結果が全国何市町村あるかわかりませんが、10本の指で数えられるぐらいなところなんですよ。そういうなぜ全国にこういう条例が広く存在しないかというのは、やっぱり議員というのがそういう見識を求められているからだと私は考えておまして……（発言する者あり）そういう立場で自分ができるとは言いませんけども、議会としてこういうものをつくるべきではないというのが私の考えでありまして……（発言する者あり）そういう見識の高い議会になりたいものだという事を言ひまして、私はこの条例に反対いたします。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） 9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） この条例は、最初、青砥特別委員長が報告したとおり住民目線であつてあります、議員目線ではありません。選挙で自分たちが選ばれて住民代表である、診断書が出たからずっと休んでいい、そういうもんじゃないでしょ。普通の会社でもちゃんと出たらその分給料減らされてますよ。それが今回、住民目線でそういう議員という特権を取っ払って休んじょって仕事しちゃうじゃねえか言われんような議員にならないけんし、そういう条例つくら

ないけんと思う。まだまだ、僕はこれ甘いと思う。ならば、自分で身を処してすればいいじゃないかと言われましたけど、そういう人は今までなかったじゃない。議員で自分の律するということは大変いいと思ひまして賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） この特例に関する条例なんですけど、私はこの条例はなくてもいいじゃないかということから討論します。

私は、先ほどもあったんですけども、公職に身を置くもの、いわゆる住民の総意に基づいてその職についてるということですから、住民の目線であると言われるとかなり事象に厳しいんですよ。だから、そういう中で私は一つそういう点からいえば、私は自分でやっぱり律するということをすべきであって、しかも、反対の討論の中でもあったんですけども、一般というか、普通の勤労と違って、職場があってそこに出勤したらタイムレコーダーをパチンと押して、それで、その範囲が仕事ということにはなっておりません。議員というのは、別に夜であろうと時間外、普通の朝8時から5時、その間でなくても住民から要請があれば、それについてはやっぱり仕事につくということ。住民の声を行政に届けたり、あるいは解決の方向に尽力するというのが、これが議員の務めです。そういう中でいえば、私はこの住民の目線で見れば、むしろ自分で自分の身を資するというのをやるべきであって、この条例があるからここまでいいんだというようなことで事をおさめるようなことはいけないということ。

それと、もう1点は、非常にこれは微妙な問題であって全国で、先ほど植田議員も言ったんですけども、この条例を持ってるところは本当にわずかなんですよ。非常に難しいという状況です。だから、私はそのようなことで自分のことは自分でやっぱりコントロールするという、そういうことをやるべきであって、この条例をつくる必要はないと。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 賛成の立場で討論をいたします。

町民の方から御意見をいただきまして、この条例制定のために特別委員会を設置しました。議員活動ができない期間と書いてありますが、私はこれは最低限のルールだと思います。私どもは思いますに、今、反省しますが、本来は住民の方から御意見出ないうちにみずからつくるべきだったと今思っています。そして、後段の第5条におきましては、公務上の災害また議長が認める理由、これが認められればこの期間とかは適用しないということで、非常にまだまだ甘いと感じております。少なくとも半年以上、議会の委員会また議会等に出席できないということは本

当に異常です。その上に住民の皆さんから御意見いただいたということは本当に恥ずかしく、私どもも大きく反省しなければならないと思っております。ぜひとも皆さん、この条例が適用されないためにも健康に留意されて、そして元気な姿で皆さんでこの場で議論し合って、そういう活性化のある議会になることを願ひまして賛成といたします。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第8号、南部町長期欠席議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 発議案第9号

○議長（足立 喜義君） 日程第12、発議案第9号、拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書を議題といたします。

提案者である民生教育常任委員会副委員長、仲田司朗君から提案理由の説明を求めます。

2番、仲田司朗君。

○民生教育常任副委員長（仲田 司朗君）

発議案第9号

拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成23年6月17日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員会

副委員長 仲田 司朗

南部町議会議長 足立 喜義 様

内容でございますけれども、持続可能な循環型社会を築くために、大量生産・大量消費・大量廃棄・大量リサイクル型の社会生活を見直して、廃棄物の発生抑制、再使用を優先する社会を築

いていく必要があります。そのために生産者が、生産過程でごみとなりにくいような製品をつくったり、使用済みの製品の回収・資源化などに責任を持っていただくこと。そして処理、リサイクル費用のすべてを製品価格に含めて拡大生産者責任（EPR）の導入を必要とするものでございます。

本議会では、これを地方自治法第99条の規定において、意見書を提出するものでございます。内容は、以上のような趣旨でございます。

鳥取県西伯郡南部町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、財務大臣、消費者庁担当大臣。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） ただいまの提案理由に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 発議案第10号

○議長（足立 喜義君） 日程第13、発議案第10号、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）の拡大及び原子力発電所の早急な安全対策見直しと強化を求める意見書を議題といたします。

提案者である民生教育常任委員会副委員長、仲田司朗君から提案理由の説明を求めます。

2番、仲田司朗君。

○民生教育常任副委員長（仲田 司朗君）

発議案第10号

防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）の拡大及び原子力発電所の早急な安全対策見直しと強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成23年6月17日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員会

南部町議会議長 足立 喜義 様

意見書の趣旨でございますけれども、東日本大震災が広範囲に壊滅的な被害をもたらし、現在も死者、行方不明者がふえ続けているような状況でございます。

その中で、特に原子力発電所の早急な安全対策及び見直しが強化を必要であろうというふうに思います。

今回、1つ、EPZの範囲を少なくとも国際的基準の30キロメートル圏に広げること。2、今回の原子力発電所の事故を教訓として各発電所の安全総点検を実施すること。3、30キロメートル圏外の市町村に対しても情報公開を徹底して、風向きなどにより影響が大きいと考えられる場合には安全協定の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月17日。鳥取県西伯郡南部町議会。提出先、参議院議長、衆議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） ただいまの提案理由に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議長発議第11号

○議長（足立 喜義君） 日程第14、議長発議第11号、農業委員の推薦の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会推薦の農業委員は、2人を推薦したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は、2人を推薦することに決定いたしました。

ちょっと休憩します。

午後 2 時 0 4 分休憩

午後 2 時 0 5 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

お諮りいたします。議会推薦の 2 人の農業委員は、西伯地区、住所は南部町清水川 2 3 0 番地、庄倉三保子、生年月日、昭和 2 5 年 3 月 2 2 日。それから、会見地区におきましては、住所、南部町朝金 1 1 0 8 番地、氏名、井田憲美、生年月日、昭和 2 9 年 5 月 3 日。以上の方を推薦したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は 2 人とし、庄倉三保子君、井田憲美君、以上の方を推薦することに決定いたしました。

日程第 1 5 議長発議第 1 2 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 1 5、議長発議第 1 2 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、石上良夫君から、閉会中も本会議の日程等議会運営に関する事項について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、石上良夫君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第 1 6 議長発議第 1 3 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 1 6、議長発議第 1 3 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。広報調査特別委員長、井田章雄君から、閉会中も議会広報などの編集について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、井田章雄君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

日程第 17 議長発議第 14 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 17、議長発議第 14 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。選挙事務問題調査特別委員長、井田章雄君から、閉会中も選挙事務等について十分審査を行う必要があると、会議規則第 75 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議がございますので、起立により採決いたします。

継続審査を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 賛成多数と認めます。よって、選挙事務問題調査特別委員長、井田章雄君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第 18 議長発議第 15 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 18、議長発議第 15 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会改革調査特別委員長、青砥日出夫君から、閉会中も議会改革について十分審査を行う必要があると、会議規則第 75 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員長、青砥日出夫君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第 19 議長発議第 16 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 19、議長発議第 16 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。人権・同和対策特別委員長、井田章雄君から、閉会中も人権・同和対策について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議がございますので、起立により採決いたします。

継続審査を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数であります。よって、人権・同和対策特別委員長、井田章雄君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第4回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。これをもちまして平成23年第4回南部町議会定例会を閉会をいたします。

午後2時15分閉会

議長あいさつ

○議長（足立 喜義君） 6月定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

6月10日に開会以来、本日まで8日間にわたり平成23年度一般会計補正予算（第1号）を初め、補正予算、条例、また議員みずからが発議した案件など、当面する町政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣な御審議により、ここにすべての案件を議了いたしました。そして、極めて妥当な結論を得、議員各位の御精励に対し、深く敬意を表しますとともに衷心より厚くお礼を申し上げる次第であります。

町長を初め執行部におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力いただきましたことに対しまして感謝申し上げますとともに、今期定例会を通じ議員各位から述べられた一般質問、あるいは質疑などの意見、要望につきましては、町政執行に際しまして十分反映されますよう切に要望する次第であります。

最後となりましたが、皆様におかれましては健康に留意され、ますますの御活躍を御祈念いた

しまして閉会のごあいさつといたします。

町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 6月定例会の閉会に臨みまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は6月10日から本日まで8日間にわたって開催されまして、平成23年度一般会計補正予算など5議案について慎重御審議をいただきまして、全議案とも御賛同賜り、御承認をいただきまして、まことにありがとうございました。

6月の13日と14日、2日間にわたりまして、10人の議員さん方から一般質問をいただいたわけでございます。水道料金の改定問題、あるいは土砂災害防止法に基づく対策について、あるいは原子力防災についてといった、まことに町民の関心の高い内容についての一般質問でございまして、タイムリーで非常によかったのではないかと考えております。それぞれに答弁はさせていただきますけれども、行き届かないところや、また考え違いなどございましたならば、また議会と議会の間にも直接御指導いただきますように、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、国政におきましては現在、震災対応の先頭に立って対応しなければならない政治というものが非常に流動化をしております、その行方に注目をいたしております。議員各位も同じ思いだろうというように思いますけれども、一刻も早く政治が本来の機能を発揮するように願わずにはられないわけでございます。

このことによりまして、我が南部町の町政も大きく影響を受けるということでございまして、これは主義主張を超えて協力をして、これから震災対応を中心にしながら、南部町もいささか汗を流し、痛みを分かち合って、この対応に協力していかなければいけないというように思っておりますので、よろしく御協力やまた御指導、御鞭撻を賜りたいと、このように思っております。町の方といたしましては、引き続き自立に向けた息の長い支援を続けていきたいと、このように考えておりますので、そういう意味においてどうぞ御理解をいただきまして御協力を賜りますように、改めてお願いを申し上げておきたいと思っております。

これから暑い季節に向かいますけれども、議員各位には健康に十分御留意をいただきまして、議員活動を通じて南部町の発展に御尽瘁をいただきますように、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。そういうことを申し上げましてお礼のごあいさつにかえます。ありがとうございました。
